

## 移管指針公開草案第15号（移管指針第9号の改正案）「金融商品会計に関する実務指針（案）」に対するコメント

### 1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

- 移管指針公開草案第15号（移管指針第9号の改正案）「金融商品会計に関する実務指針（案）」（2024年9月20日公表）（以下「本公開草案」という。）

### 2. コメント募集期間

- 2024年9月20日～2024年11月20日

### 3. 公開草案を踏まえた公表物の名称及び公表時期

- 改正移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」（2025年3月11日公表）（以下「本実務指針」という。）

### 4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団体名
CL01	大和企業投資株式会社
CL02	一般社団法人 日本貿易会
CL03	株式会社産業革新投資機構
CL04	EY 新日本有限責任監査法人
CL05	日本公認会計士協会
CL06	有限責任監査法人トーマツ
CL07	りそなアセットマネジメント株式会社

[個人（敬称略）]

	氏名・所属等（記載のあるもののみ）	
CL08	田淵 隆明	公認システム監査人、特定行政書士 IFRS・連結会計・公共政策コンサルタント
CL09	井野口 敦彦	Bee Alternatives Limited
CL10	阿部 敏幸	
CL11	長野 博人	
CL12	前田 順一郎	立教大学大学院人工知能科学研究科客員教授 公認会計士・税理士
CL13	國見 琢	公認会計士
CL14	服部 隆	CMA、C I I A

## 5. 主なコメントの概要とその対応

以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会（以下「委員会」という。）のそれらに対応するコメントです。  
「コメントの概要」には主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、委員会で分析を行っています。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<b>質問1（会計処理に関する質問）</b>		
<b>（全体を支持するコメント）</b>		
1) 提案内容に同意する。	同意する。	本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。
<b>（適用対象となる組合等の範囲に関するコメント）</b>		
2) 本公開草案の適用対象となる組合等がベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等に限定されていないことを明確化すべきである。	<p>同意するが、次の点について確認及び検討していただきたい。 （コメント）</p> <p>本公開草案の適用対象となる組合等が、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等に限定されていないことを明確化すべきと考えられる。 （理由）</p> <p>本公開草案の会計処理の適用対象は、本公開草案第 132-2 項の要件を満たす組合等であり、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等に限定しているわけではないと理解している。この点、本公開草案第 308-3 項において、「ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等を直接的に定義することは行わない」と示されているが、直接的に定義されていないということをもって、本公開草案の適用対象をベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等に限定しているわけではないということが読み取れない可能性がある。したがって、実務における誤解を避けるため、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等に限定されないことを明確化するのがよいと考えられる。</p>	<p>本公開草案の公表に至る審議の過程で、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等を定義することを検討したものの、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等とそれ以外の組合等を明確に区分することは困難と考えられたため、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等を直接的に定義することは行わないこととした。このため、基準開発のきっかけとなったベンチャーキャピタルファンドへの出資者の会計処理に基準開発の範囲を限定することが困難であることを踏まえ、基準開発のニーズが聞かれていない利害関係者に本公開草案の会計処理を強制することは必ずしも適切とは言えな</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>いと考えられたことから、時価評価を強制せず、オプションとすることとした。</p> <p>このように、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等を本公開草案において定義していないことから、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等とそれ以外の組合等を区分することはできないため、特段の対応を行わないこととした。</p>
<p>3) 本公開草案の適用対象となる組合等が実質的な活動を行っていることを前提とすべきである。</p>	<p>同意する。ただし、以下の点について検討する必要があると考えられる。</p> <p>恣意的な適用を防止する観点から、組合等が実質的な活動を行っていることを前提とすべきと考える。</p> <p>(理由)</p> <p>本会計処理の適用だけを目的とした実体のない組合等を組成・利用するといった恣意的な適用のおそれがあることなどから、組合等が実質的な活動を行っていることが前提になると考える。実質的な活動を行っているかどうかは、国内外の機関投資家から多くの成長資金がベンチャーキャピタルファンドに供給されることへの期待が本改正の基礎であることを踏まえ、企業会計基準適用指針第 22 号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」(以下「適用指針第 22 号」という。)第 43 項を参考に、第三者からの資金拠出が多くなされているかどうかや複数の投資先へ幅広く投資を行っているかどうかなどの観点から判断することが考えられる。</p>	<p>会計基準の開発において、恣意的な適用による悪影響が顕著と予想される場合を除いて、すべての考えられる恣意的な適用を防止するための定めを設けることはしえないと考えられる。本公開草案は、組合等の構成資産である市場価格のない株式について、時価をもって評価し組合等への出資者の会計処理の基礎とし、評価差額の持分相当額は純資産の部に計上することができるものである。この定めは、評価差額を損益に計上するケースに比べると、恣意的な適用による悪影響の程度は低いと考えられるため、追加の要件を設けな</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>いこととした。</p> <p>また、適用指針第 22 号は、子会社及び関連会社の範囲の決定に際しての指針を定めるものであり、その第 43 項及びその基となる第 16 項の趣旨は、ベンチャーキャピタルなどの投資企業や金融機関が、実質的な営業活動を行っていることを含めて一定の要件を満たす場合に、その投資先について他の企業の意思決定機関を支配していないことが明らかであるとして子会社には該当しないとする例外を定めることにある。一方、本公開草案において適用対象となる組合等の要件を定めている趣旨は、組合等の構成資産である市場価格のない株式の時価の信頼性を担保することにある。このため、両者の趣旨は異なるものであると考えられる。</p>
<p>4) 組合等が別の組合等に出資している場合における当該別の組合が</p>	<p>(コメント)</p> <p>ある企業が組合等を保有しており、当該組合等の保有する市場価格のない株式について時価評価を選択している場合で、当該組合等が別の組合を保有している場合において、当該別の組合が保有する市場価格のない株式を時価評価して組合等の会計処理の基礎とすることができることを明確にしていきたい。</p>	<p>寄せられたコメントを踏まえて再審議を行い、ファンド・オブ・ファンズのように組合等が別の組合等に出資しているケースの取扱いを結論の背景に記載することとした（追加は下線で示している。）。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>保有する市場価格のない株式の取扱いについて明確化すべきである。</p>	<p>(理由)</p> <p>一部の組合等では、当該組合等の投資の一部又は全部について、市場価格のない株式のような投資を直接行わずに、別の組合等に投資する場合がよく行われる。例えば、ファンド・オブ・ファンズのように他の複数の組合等に投資することを目的とする組合等であったり、マスターフィーダーファンド（ベビーマザーファンド）のように、投資家の属性等に応じて複数のフィーダーファンドを組合等として設立しつつ、フィーダーファンドからマスターファンドへ投資をして、実際の投資はマスターファンドである組合等を通して行われるといったケースが存在する。本公開草案第 132-2 項は企業が出資する組合等が直接市場価格のない株式を保有する場合を想定したものと考えられ、このような場合に、当該別の組合等が保有する市場価格のない株式について、本公開草案第 132-2 項を適用することができ時価評価をすることができるのかについて明確ではないと考えられる。</p> <p>適用対象とされた組合等については構成資産のすべての市場価格のない株式を対象とした基準開発の趣旨を踏まえると、別の組合等が本公開草案第 132-2 項の要件を満たし、かつ、企業の組合等の選択に関する方針から適用対象となる場合は、当該別の組合等が保有する市場価格のない株式についても時価をもって評価し、組合等の会計処理の基礎とすることが認められるべきと考えられるが、これが明確でないと、実務上の取扱いが分かれてしまうことが考えられるため、明確にしていきたい。</p> <p>いわゆるファンド・オブ・ファンズ自体は適用対象に入るのかどうか、具体的には、ファンド・オブ・ファンズへ出資する企業から見た場合にファンド・オブ・ファンズを適用対象とするかが問題である。また、ファンド・オブ・ファンズが他のファンドに出資する際、その全ての他ファンドを適用対象に含めることができるかどうかにも検討が必要であ</p>	<p>308-5. (前略) ここで適用対象とされた組合等については、<u>原則として、構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式について時価をもって評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とすることになる。</u>ただし、<u>本プロジェクトにおいて、組合等の構成資産に出資者である企業の子会社株式及び関連会社株式が含まれることは想定しておらず、また、子会社株式及び関連会社株式については取得原価をもって貸借対照表価額とすることとされていること(金融商品会計基準第 17 項)を踏まえ、出資者である企業の子会社株式及び関連会社株式は時価をもって評価する対象から除くことを明確化した(本実務指針第 132-2 項参照)。</u></p> <p><u>なお、企業が直接出資する組合等について本実務指針第 132-2 項の定めを適用することを選択しており、かつ、ファンド・オブ・ファンズのよう</u></p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>る。</p> <p>ファンド・オブ・ファンズに投資する企業（=リミテッド・パートナー（LP））は、ファンド・オブ・ファンズが保有する他ファンドの持分について公正価値評価（時価評価）されていることを望むと思われるが、ファンド・オブ・ファンズ自体のNAVが公正価値ベースかどうかは、そのアセットを構成する他ファンド持分のNAVが公正価値ベースであるかどうかに依存する（ファンド・オブ・ファンズが投資先の他ファンド持分について公正価値ベースに調整するというのは実務上困難である）。そのため、当初はファンド・オブ・ファンズ自体が適用対象としてスタートしたものの、後に適用対象外の他ファンド持分が投資先として含まれた結果、ファンド・オブ・ファンズのNAVが公正価値ベースでなくなるケースも想定される。そのため、会計処理が一度出資後には取りやめできない、というのは実務上のハードルとなる可能性がある。</p>	<p><u>に組合等が別の組合等に出資しているケースにおいては、組合等が出資する別の組合等ごとに本実務指針第132-2項(1)及び(2)の要件を満たすか判定を行い、要件を満たした別の組合等についてのみ、その構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式（出資者である企業の子会社株式及び関連会社株式を除く。）について時価をもって評価し、その組合等への出資者の会計処理の基礎とすることになると考えられる。</u></p> <p>これに合わせて、企業的意思により自由に本実務指針第132-2項の適用を終了することを認めることは、会計処理の透明性や比較可能性の観点から適切ではないと考えられるため、本実務指針第132-2項の会計処理を出資後に取りやめることはできないこととした（本実務指針第132-3項参照）。</p> <p>（後略）</p>



論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<b>(総額法、折衷法及び連結上の取扱いに関するコメント)</b>		
<p>5) 総額法を採用している場合の取扱い及び組合等が連結子会社に該当する場合の連結財務諸表における取扱いを明確化すべきである。</p>	<p>同意する。ただし、以下の点について検討することが必要と考える。</p> <p>(コメント)</p> <p>組合等への出資の会計処理に関して、いわゆる「総額法」を採用している場合の取扱い及び組合等が連結子会社に該当する場合の連結財務諸表における取扱いについて、明確にすることを検討いただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>組合等への出資の会計処理に関して、移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」(以下「金融商品実務指針」という。)第308項では、いわゆる「純額法」、「総額法」及び「折衷法」が認められており、契約内容の実態及び経営者の意図を考慮して、経済実態を適切に反映する会計処理及び表示を選択することとされている。</p> <p>本公開草案第132-2項の会計処理は、金融商品実務指針第132項の純額法の定めを前提としているものの、総額法を採用している組合等への出資についても本公開草案で提案されている会計処理の対象外とされておらず、当該会計処理の適用が認められているものと考えている。このため、総額法を採用している場合の財務諸表において、組合等の構成資産である市場価格のない株式について時価をもって評価し、評価差額を純資産の部に計上することになると考えている。</p> <p>また、組合等が連結子会社に該当する場合についても、本公開草案で提案されている会計処理の適用は認められているものと考えている。このため、組合等が連結子会社に該当する場合の連結財務諸表においても、組合等の構成資産である市場価格のない株式について時価をもって評価し、評価差額を純資産の部に計上することになると考えている。</p> <p>この点、本公開草案では、「総額法」を採用している場合の取扱い及び組合等が連結子</p>	<p>公開草案の公表までの審議の状況は次のとおりである。</p> <p>(1) 組合等が連結子会社に該当する場合の連結上の取扱い</p> <p>本公開草案を公表するに至る審議の過程において、本公開草案第132-2項の定めを適用する企業として主に想定しているのはリミテッド・パートナーシップ出資者(以下「LP出資者」という。)であること、本プロジェクトは国内外の機関投資家からより多くの成長資金がベンチャーキャピタルファンド等に供給されること等を副次的な目的としており、できるだけ速やかに会計基準を開発することが期待されていること等を踏まえ、組合等が連結子会社に該当する場合の連結上の取扱いについては、本プロジェクトの範囲には含めないこととしたため、組合等が連結子会社に該当する場合の連結上の取扱いについて特段の対応は行わないこととした。</p> <p>(2) 組合等が持分法適用会社に該当する場</p>



論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>会社に該当する場合の連結財務諸表における取扱いが明確ではないことから、上述の取扱いが認められることについて明確にすることをご検討いただきたい。</p>	<p>合の連結上の取扱い</p>
<p>6) 「総額法」又は「折衷法」で組合等への出資を会計処理している場合に、本公開草案の会計処理を選択することができるか明確化すべきである。</p>	<p>(コメント)</p> <p>組合等への出資の会計処理として、いわゆる「総額法」又は「折衷法」を採用している場合に、本公開草案の会計処理を選択することができるかどうかについて明確化をお願いしたい。</p> <p>(理由)</p> <p>本公開草案第 132-2 項の会計処理は、「前項の定めにかかわらず」と定められている。そして当該前項である金融商品実務指針第 132 項の定めにおいては、原則として、組合等の財産の持分相当額を出資金として計上し、組合等の営業により獲得した純損益の持分相当額を当期の純損益として計上するとされており、いわゆる純額法の会計処理が明記されている。一方で、いわゆる「総額法」及び「折衷法」の会計処理は金融商品実務指針第 132 項において直接は明記されておらず、金融商品実務指針第 308 項に定められている。このため「総額法」又は「折衷法」を適用している場合についても本公開草案の会計処理を選択することができるかどうか不明確のため、この点を明らかにする必要があると考えられる。</p>	<p>組合等が連結子会社に該当する場合の連結上の取扱いについて特段の対応は行わないこととしたことから、組合等が持分法適用会社に該当する場合の連結上の取扱いについても特段の対応は行わないこととした。</p> <p>(3) 総額法の取扱い</p> <p>総額法の取扱いについては、本公開草案を公表するに至る審議の過程において、組合等が連結子会社に該当する場合の連結上の取扱いと密接に関連するものであることから、組合等が連結子会社に該当する場合の連結上の取扱いを本プロジェクトの範囲には含めないこととしたことに合わせて、取り扱わないこととしたものであるため、特段の対応は行わないこととした。</p>
<p>7) 組合等が連結子会社又は持分法適用会社に該当する場合の連結上の取扱いにつ</p>	<p>(コメント)</p> <p>本公開草案に従い、個別財務諸表上ある組合等への出資に関して市場価格のない株式の時価をもって評価すると選択した場合、連結財務諸表において当該組合等が連結子会社又は持分法適用会社に該当する場合の会計処理の明確化をお願いしたい。</p> <p>(理由)</p> <p>本公開草案に従い、個別財務諸表上ある組合等への出資に関して市場価格のない株式を</p>	<p>(4) 折衷法の取扱い</p> <p>折衷法の取扱いについては、総額法と同様と考えられることから、特段の対応は行わないこととした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>いて明確化すべきである。</p>	<p>時価をもって評価すると選択した場合で、連結財務諸表において当該組合等が連結子会社又は持分法適用会社に該当する場合、連結財務諸表において当該組合等が保有する市場価格のない株式について、個別財務諸表と同様に市場価格のない株式を時価評価することとなるのか、あるいは連結財務諸表上は当該組合等が保有する市場価格のない株式は連結子会社及び持分法適用会社が直接保有している株式となるので本公開草案第 132-2 項を適用できないのかが明確でない。これが明確でないと、実務上の取扱いが分かれてしまうことが考えられるため、明確化をお願いしたい。</p>	<p>公開草案に寄せられたコメントにより一定のニーズがあることが確認されたため、公開草案後に再審議を行ったが、次の観点から、今回のプロジェクトでは取り扱わないこととした。</p>
<p>8) 組合等が連結子会社に該当する場合の連結上の取扱いについて明確化すべきである。</p>	<p>企業会計基準委員会の議事において、本公開草案第 132-2 項の時価評価オプションを適用することとした組合等が連結子会社に該当する場合の会計処理については、本プロジェクトの範囲には含めないこととし、改正後の会計基準を適用した後で実務にばらつきが生じる等の課題が実際に発生した際に追加的に開発することとなったものと承知しているが、この点も早期に明確化されることが望ましい。国内の機関投資家については、子会社を組合等の運営者としてファンドを運用するケースもあり、子会社及びその運用するファンドを連結した財務諸表を作成することも多く一定の開発ニーズがあると見込まれる。また、本プロジェクトが、国内外の機関投資家からより多くの成長資金がベンチャーキャピタルファンド等に供給されること等を副次的な目的として開始されている点を踏まえ、議論の更なる進展に期待したい。</p>	<p>(1) できるだけ速やかに会計基準を開発することが期待されていること。</p> <p>(2) 組合等を連結する場合について、実務対応報告第 20 号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」は、当該投資事業組合等に係る業務の執行を決定することができる場合（業務執行を決定する権限全体のうち、その過半の割合を自己（自己の子会社を含む。）の計算において有している場合）等を挙げており、本公開草案第 132-2 項の定めを適用する企業として主に組合等の業務執行を通常行わない LP 出資者を想定していることから、組合等が連結子会社に該当する場合は限定的</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>と考えられること。</p> <p>(3) 総額法及び折衷法を採用しているケースは純額法と比較して少ないと考えられること。</p>
<b>(要件(1)に関するコメント)</b>		
<p>9) 市場価格のない株式の時価の信頼性を担保するために要件(1)を設けるべきとした理由を明らかにすべきである。</p>	<p>本公開草案第 308-3 項において「要件(1)は、市場価格のない株式の時価の信頼性を担保するためには、組合等の運営者が市場価格のない株式に対する投資を業として行っている者に限定すべきとの考えから設けた要件である。」との記載があるが、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は想定されない（企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）第 81-2 項）中で、なぜ市場価格のない株式の時価の信頼性を担保するためには組合等の運営者が市場価格のない株式に対する投資を業として行っている者に限定すべきとの考えに至ったのかを明らかにすべきである。</p> <p>現状の記載では、要件(1)を設けたのは要件(1)を設けるべきと考えたからであると言っているに過ぎず、要件(1)を設けるべきと考えるに至った背景情報として不適切であると考えられる。</p>	<p>本公開草案第 132-2 項(1)の要件は、第 49 回企業会計基準諮問会議（2023 年 11 月 22 日開催）において、組合等の構成資産である市場価格のない株式の評価者に十分な能力が備わっている必要があると考えられるため、組合等の運営者が市場価格のない株式に対する投資を業として行っているような者である場合に限定することが考えられるとの意見が聞かれたことを踏まえて設けたものである。寄せられた意見を踏まえ、本公開草案第 132-2 項(1)の要件を設けることとした理由を結論の背景に追加することとした（追加は下線、削除は取り消し線で示している。）。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>308-3. (前略)</p> <p>要件(1)は、市場価格のない株式の</p> </div>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>時価の信頼性を担保するためには、<u>組合等の構成資産である市場価格のない株式の評価者に十分な能力が備わっている必要があると考えられることから、組合等の運営者が市場価格のない株式に対する投資を業として行っている者に限定すべきとして</u>の考えから設けた要件である。(後略)</p>
<b>(要件(2)に関するコメント)</b>		
<p>10) 本公開草案第 308-3 項について、「時価をもって評価している」に直近ファイナンス価格等で評価する「旧通産省モデル」で評価している場合は含まれないことを明示すべきである。</p>	<p>(結論) 本公開草案の提案に同意する。ただし、直近ファイナンス価格等で評価する「旧通産省モデル」で投資先を評価している場合等、構成資産について時価をもって評価していない例も、加えて明示されることを検討いただきたい。</p> <p>(理由) 本公開草案第 308-3 項では、時価評価の具体例が示されており、このことから「時価をもって評価している」とは、組合等が市場価格のない株式について公正価値評価を実施していることと推察される。一方で、改正前の中小企業等投資事業有限責任組合会計規則では第 7 条 3 項にて「時価の評価方法は、組合契約に定めるところによる」とされていた。このため、国内のベンチャーキャピタル等で広く利用されてきた、投資事業有限責任組合における有価証券の評価基準モデル（旧通産省モデル）が組合等の投資資産時価評価準則に定められていた場合も、実務関係者の間では「時価をもって評価している」と長年認識されていた。そのため「時価」の認識の相違を原因とした実務関係者の混乱を避ける上で</p>	<p>金融商品会計基準第 6 項において、金融資産及び金融負債の「時価」の定義は、企業会計基準第 30 号「時価の算定に関する会計基準」（以下「時価算定会計基準」という。）第 5 項に従う旨の記載がある。また、本公開草案第 308-3 項においても、時価評価の方法としては、時価算定会計基準に基づいた時価で評価する場合のほか、国際財務報告基準（IFRS）第 13 号「公正価値測定」（以下「IFRS 第 13 号」という。）又は FASB Accounting Standards Codification（米国財務会計基準審議会（FASB）による会計基準のコード化体系）</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>も、本公開草案第 308-3 項にて記載された時価評価の定義には、旧通産省モデルで評価している場合は含まれないといった点を例示されることが望ましいと考えられる。</p>	<p>の Topic 820「公正価値測定」（以下「Topic 820」という。）に基づいた公正価値で測定している場合が含まれると考えられるとしている。これらの記載から、組合等の構成資産である市場価格のない株式の「旧通産省モデル」に基づく評価額が、「時価」に該当するかどうかは、時価算定会計基準、IFRS 第 13 号又は Topic 820 に照らして判断することになると考えられる。このため、特段の対応は行わないこととした。</p>
<p>11) 内部管理目的又は参考情報として出資者等に時価情報が提供されている場合及び任意の注記事項として時価情報を開示している場合について、本公開草案第 132-2</p>	<p>本公開草案第 132-2 項(2)の要件について、組合等の貸借対照表価額では市場価格のない株式を時価評価していない場合において、①内部管理目的又は参考情報として出資者等に時価情報が提供されている場合及び②任意の注記事項として時価情報を開示している場合について、後述の理由により、第 132-2 項(2)の要件を満たさないと理解しているが、その点について明確化すべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>本公開草案第 132-2 項(2)の要件について、「組合等の決算において、組合等の構成資産である市場価格のない株式について時価をもって評価していること」とされており、この「時価をもって評価している」場合とは、組合等が適用している会計基準により市場価格のない株式について時価評価が求められている場合のほか、市場価格のない株式について時価評価する会計方針を採用している場合が含まれていると考えられる（本公開草案第 308-3 項）、とされている。</p>	<p>本公開草案第 132-2 項(2)の要件については、本公開草案を公表するに至る審議の過程において、内部管理目的又は参考値として組合出資者に市場価格のない株式の時価を提供しているケースは、組合等の決算書において市場価格のない株式を時価評価しているケースとは時価評価の信頼性が異なる可能性があると考えられることから、内部管理目的又は参考値として組合出資者に市場価格のない株式の時価を提供しているケースは適用対象に含めないことを想定して提案しているものであ</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>項(2)の要件を満たさないことを明確化すべきである。</p>	<p>ここで、本公開草案の公表に至る企業会計基準委員会の審議の過程では、内部管理目的又は参考値として出資者に提供している時価は、決算書における時価と比較すると信頼性に懸念があるとの意見が聞かれたことを踏まえて、これらについては当該要件を満たさないこととされたと理解している。しかしながら、本公開草案においては当該審議の過程が記載されておらず、必ずしも明確になっていない。</p> <p>また、「市場価格のない株式について時価評価する会計方針を採用している場合」とは、組合等の貸借対照表価額として当該市場価格のない株式を時価評価する会計方針を採用している場合に限定され、仮に、貸借対照表価額は時価評価せず、任意の注記事項として時価情報を開示しているとしても、「時価評価する会計方針を採用している場合」に該当しないものと理解するが、この点も明確ではない。</p> <p>したがって、本公開草案第132-2項(2)の要件を満たすかどうかの判断において、①内部管理目的又は参考値として提供されている時価は、時価の信頼性に懸念があることを理由として、また、②任意の注記事項のみで時価情報を開示している場合には、「時価評価する会計方針を採用している場合」に該当しないとの理由から、①、②いずれの場合にも本公開草案第132-2項(2)の要件を満たさないと理解しているが、その点について結論の背景等に審議の経緯等を丁寧に記載することで、明確化することが望まれる。</p>	<p>る。この点、「組合等の決算において」という文言によって、内部管理目的又は参考値で時価情報が提供されている場合並びに任意の注記事項として時価情報を開示している場合が含まれないことを読み取ることはできると考えられるため、特段の対応は行わないこととした。</p>
<p>12)「時価」とは、「時価算定会計基準」及び「時価算定適用指針」を基礎とするという</p>	<p>今回の改訂範囲には、ベンチャーキャピタル等が投資先銘柄を「時価」として評価する際の基準については触れられていないが、その評価基準として時価算定会計基準及び企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定適用指針」という。)を基礎とするという理解で良いか確認したい。</p>	<p>金融商品会計基準第6項において、金融資産及び金融負債の「時価」の定義は、時価算定会計基準第5項に従う旨の記載がある。また、本公開草案第308-3項においても、時価評価の方法としては、時価算定会計基準、IFRS第13号又はTopic 820に</p>



論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
理解で良いか確認したい。		基づいた時価又は公正価値で測定している場合が含まれると考えられている。これらを踏まえ、特段の対応は行わないこととした。
13) 組合等への出資者の会計処理にあたって、投資事業有限責任組合会計規則による財務諸表又はIFRS 会計基準のLPS財務諸表に基づいて時価評価することよいか確認したい。	<p>要件(2)において、「時価をもって評価している」とは、例えば、時価算定会計基準を組合等の時価評価に関する会計方針に採用した場合、組合等が投資事業有限責任組合である場合、会計が投資事業有限責任組合会計規則による決算であれば、要件(2)を満たすことができると思われるが、その場合、市場価格のない株式のみならず全ての構成資産の未実現損益を損益計算書に計上し、その期末未実現損益を純資産の内訳として計上している有責会計の財務諸表の開示を受ける組合員(企業)は、金融商品会計上、当該時価評価の持分相当額の計上は、有責会計の財務諸表で足りるという考え方で良いか確認したい。</p> <p>無限責任組合員は、別途、金融商品会計基準の時価評価対象を基礎とした財務諸表を作成し、提供することになるか確認したい。</p> <p>上記に関連して、IFRS 会計基準での投資事業有限責任組合(LPS)財務諸表の開示を受ける組合員(企業)は、金融商品会計上、当該時価評価の持分相当額の計上は、IFRS 会計基準のLPS財務諸表で足りるという考え方が確認したい。</p>	投資事業有限責任組合会計規則に基づく組合等の財務諸表において、組合等の構成資産である市場価格のない株式が時価算定会計基準、IFRS 第13号又はTopic 820に基づいた時価又は公正価値で評価されている場合、当該評価額を組合等への出資者の会計処理の基礎とすることができると考えられる。
14) 「時価評価に関する懸念」とはどのような懸念か明らかにすべきで	<p>いわゆる要件(2)として「組合等の決算において、組合等の構成資産である市場価格のない株式について時価をもって評価していること」との規定があるが、これに関する「結論の背景」として第308-3項において以下のとおり記載がある。当該記載に関して意見を述べる。</p> <p>(本公開草案第308-3項より抜粋) ※下線はコメント提出者が付記</p>	第49回企業会計基準諮問会議(2023年11月22日開催)では、現行の金融商品会計基準では市場価格のない株式の時価評価を求めている状況において、我が国の実務における市場価格のない株式の時価



論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>ある。</p>	<p>「要件(2)は、<u>利害関係者から市場価格のない株式の時価評価について懸念が聞かれている中、組合等の決算において、組合等の構成資産である市場価格のない株式について時価をもって評価している場合には、時価評価に関する懸念を一定程度緩和できるとの考えから設けた要件である。</u>ここで、「時価をもって評価している」場合とは、<u>組合等が適用している会計基準により市場価格のない株式について時価評価が求められている場合のほか、市場価格のない株式について時価評価する会計方針を採用している場合が含まれると</u>考えられる。また、<u>時価評価の方法としては、企業会計基準第 30 号「時価の算定に関する会計基準」に基づいた時価で評価する場合のほか、IFRS 第 13 号「公正価値測定」又は FASB Accounting Standards Codification (米国財務会計基準審議会 (FASB) による会計基準のコード化体系) の Topic 820「公正価値測定」に基づいた公正価値で測定している場合が含まれると考えられる。</u>」</p> <p>「利害関係者から市場価格のない株式の時価評価について懸念が聞かれている」あるいは「時価評価に関する懸念を一定程度緩和できる」とあるが、具体的にどのような懸念なのかについて記載がない。審議の過程で企業が市場価格のない株式を直接保有する場合にも時価評価すべきではないか、という議論もなされたものと承知しているが、そういったより大きなテーマについて波及する議論でもあることから、以下のような観点から当該懸念がどのようなものかについて明らかにすべきであると考え。</p> <p>① どのような利害関係者からの懸念が明らかにすべきである。</p> <p>本件についての利害関係者は多岐にわたると考えられる。組合等への出資者、その監査人、その株主等はもちろんのこと、組合等の運営者、組合等の監査人、さらには組合等の</p>	<p>評価に関する体制の整備状況についての懸念が監査人、財務諸表作成者及び財務諸表利用者から幅広く聞かれた。</p> <p>ここで、組合等の決算において、組合等の構成資産である市場価格のない株式について時価をもって評価している場合には、市場価格のない株式の時価評価に関する体制の整備がなされていることが期待できると考えられるため、本公開草案第 132-2 項(2)の要件を設けたものである。この点を補足するように、結論の背景に追加することとした(追加は下線、削除は取り消し線で示している。)</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>投資先も利害関係者となり得る。それぞれの立場において何らかの「時価評価に関する懸念」は存在するものと思われるが、要件(2)の意義を理解するためにも、どのような利害関係者に生ずる懸念を念頭に置いているものなのか、明らかにすべきであると考え。</p> <p>② 具体的にどのような懸念が明らかにすべきである。</p> <p>我が国においても IFRS や米国会計基準の適用企業においては、既に市場価格のない株式の公正価値評価の実務がなされていることを踏まえると、本懸念は我が国の会計基準上、市場価格のない株式を直接保有する場合には時価評価をしないこととの内的整合性に関するもののようにも思われる。しかし、記載が明瞭ではないことから様々な解釈を生む可能性がある。したがって、本懸念が具体的にどのようなものなのかについて、明らかにすべきであると考え。</p> <p>③ 当該懸念が要件(2)とどのように関連するものなのか明らかにすべきである。</p> <p>①と②を踏まえた上で、当該懸念が要件(2)とどのように関連するものなのか、何ゆえに「組合等の決算において、組合等の構成資産である市場価格のない株式について時価をもって評価している場合には、時価評価に関する懸念を一定程度緩和できる」との考えに至ったか、といった点について、明らかにすべきであると考え。</p>	<p>308-3. (前略)</p> <p>要件(2)は、我が国の実務における市場価格のない株式の時価評価に関する体制の整備状況についての懸念が監査人、財務諸表作成者及び財務諸表利用者から利害関係者から市場価格のない株式の時価評価について懸念が聞かれている中、組合等の決算において、組合等の構成資産である市場価格のない株式について時価をもって評価している場合には、<u>市場価格のない株式の時価評価に関する体制の整備がなされていることが期待できることから、時価評価に関する懸念を一定程度緩和できるとしての考えから設けた要件である。</u>(後略)</p>
<p>15) 投資事業有限責任組合会計規則が会計基準に該当するかどうか</p>	<p>本改正が想定しているベンチャーキャピタルファンドの形態として実務上想定されるケースとしては、大きく二つに分けられるのではないかと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 我が国における投資事業有限責任組合</li> <li>● IFRS や米国会計基準を適用する外国籍ファンド</li> </ul> <p>これらのケースにおいて、要件(2)が具体的にどのように適用されるのか、という点に</p>	<p>投資事業有限責任組合会計規則に基づく組合等の財務諸表において、時価算定会計基準、IFRS 第13号又はTopic 820に基づいた時価又は公正価値で測定されている場合には、本公開草案第132-2項(2)の</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>検討すべきである。</p>	<p>について、現状案の記載では解釈の余地が生まれる可能性がある。少なくともこれら二つの代表的なケースについてはこの点の解釈が可能な記載にすべきであると考ええる。</p> <p>例えば、「時価をもって評価している」場合に関して、以下の2つが含まれるとの記載がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 組合等が適用している会計基準により市場価格のない株式について時価評価が求められている場合</li> <li>ii. 市場価格のない株式について時価評価する会計方針を採用している場合</li> </ul> <p>また、「時価評価の方法」として、以下の3つに基づいた時価/公正価値で評価/測定する場合が含まれるとの記載がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 時価算定会計基準</li> <li>(イ) IFRS 第13号</li> <li>(ウ) Topic 820</li> </ul> <p>投資事業有限責任組合に関しては、経済産業省が公表している「投資事業有限責任組合会計規則」第7条第2項において「投資は、原則として、時価を付さなければならない」とされ、さらに「投資資産時価評価準則」により「無限責任組合員は、(略) 投資先企業への投資資産について適正な評価額を付さなければならない。その評価額は、International Private Equity and Venture Capital Valuation Guidelines に準拠した「公正価値」とする。」とされた。また、経済産業省が公表している「投資事業有限責任組合に関するFAQ集」問20(2024年9月改訂)において、「時価」とは、時価算定会計基準第5項に定める時価、いわゆる公正価値を指し、資産の評価方法として International Private Equity and Venture Capital Valuation Guidelines (以下「IPEV ガイドライン」という。) に準</p>	<p>要件を満たすと考えられる。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>拠するモデル等で公正価値評価を行う方法が望ましいと考えられている旨の説明がなされている。さらに、原則とは異なる評価方法を採用することもできるが、その必要性について合理的な説明をすることができるかどうかを整理し、全ての LP の同意を得て、組合契約に評価方法を定めることを想定していると明記されている。</p> <p>これらはあくまで政府が公表する「会計規則」及びそれに関連する公表物であり、「会計基準」であると認められているのかどうかは明確ではないことから、上記記載の i に該当するものではなく、ii に該当すると解釈することになる可能性がある。もっとも、i の記載を「会計基準」ではなく「会計基準等」と変更すれば、ここに該当すると解することになるが、この点について検討すべきではないかと考える。</p> <p>また、IFRS や米国会計基準が適用されている外国籍ファンドについては i に該当するものと考えられるが、仮に投資事業有限責任組合が i に該当するという整理ができるのであれば、ii が想定するのが具体的にどのようなケースなのかについて疑問が生じる。会計基準等により時価評価が求められていないにも関わらず、単に「市場価格のない株式について時価評価する会計方針を採用している場合」が想定できるのか、という点も含めて再度検討の上で、もし ii について想定できるケースがないのであれば、削除することも合わせて検討すべきではないかと考える。</p>	
<p>16) IPEV ガイドラインに基づく公正価値が「時価」と整合しているかについて明らか</p>	<p>多くのベンチャーキャピタルファンドに係る実務関係者は、IPEV ガイドラインに基づいて公正価値評価を行った場合に、本規定が適用されるものと理解していると想像されるが、本公開草案においては、時価算定会計基準や IFRS 第 13 号、Topic 820 についての言及はあるものの、IPEV ガイドラインについての言及はない。我が国において IPEV ガイドラインの適用が時価算定会計基準等の時価概念と整合しているかという点について明らかにすべきであると考ええる。</p>	<p>IPEV ガイドラインに基づいて評価された公正価値が会計基準上の「時価」に該当するかどうかは、時価算定会計基準、IFRS 第 13 号又は Topic 820 に照らして判断することになると考えられる。このため、特段の対応は行わないこととした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
にすべきである。		
<b>(対象となる市場価格のない株式の範囲に関するコメント)</b>		
17) 適用対象範囲について、直接未上場株式に投資する場合も含めてはどうか。	<p>今般の改正案では組合等の構成資産である市場価格のない株式に限定し、時価評価を行うと理解している。</p> <p>直接未上場株式に投資する場合についても、時価評価を適用できるようご検討いただきたい。</p>	<p>本公開草案第 308-2 項にも記載のとおり、本プロジェクトは、企業会計基準諮問会議からの提言を受けて、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする範囲に限定して、上場企業等が保有するベンチャーキャピタルファンドの出資持分に係る会計上の取扱いについて検討を行うことを目的として開始されたものである。したがって、市場価格のない株式を企業が直接保有する場合に関しては本プロジェクトの対象外と考えられるため、特段の対応を行わないこととした。</p>
18) 適用対象範囲について、組合等に投資信託も含めてはどうか。	<p>組合等の対象に投資信託も含めてはどうか。投資信託の委託会社は、その運用を業としており、また投資対象となる市場価格のない株式について、時価をもって評価した上で基準価額を算出している。</p> <p>昨今では、公募投資信託に市場価格のない株式を組み入れるルールが投資信託協会で整備されてきており、時価評価による基準価額で投資信託の設定や解約も行われていることを鑑みると、市場価格のない株式等の減損処理に関する定めを投資信託に適用するのは、</p>	<p>企業が保有する投資信託の時価の算定に関して、投資信託財産が金融商品である投資信託について市場における取引価格が存在しない場合の取扱いは、時価算定適用指針第 24-2 項から第 24-7 項において対応済みであるため、特段の対応を行わな</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>19) 組合等へ出資する企業の子会社株式及び関連会社株式に該当するものは、本公開草案の会計処理の対象外としていることを明確にすべきである。</p>	<p>必ずしも適切ではない。</p> <p>(コメント)</p> <p>本公開草案の会計処理の対象となる市場価格のない株式について、組合等へ出資する企業にとって子会社株式及び関連会社株式に該当するものは対象外としていることを明確にすべきと考えられる。</p> <p>(理由)</p> <p>本公開草案第 132-2 項においては、一定の要件を満たす組合等への出資は、本公開草案第 132 項の定めにかかわらず、当該組合等の構成資産に含まれる「すべての」市場価格のない株式について時価をもって評価するとされている。</p> <p>ただし、本公開草案ではベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等を直接的に定義せず、本公開草案第 132-2 項(1)及び(2)の要件を満たす組合等が対象となることから、例えば、コーポレート・ベンチャーキャピタルファンドなど、様々な組合等が対象となることが考えられる。</p> <p>今後の実務において、本公開草案の会計処理の対象とする組合等が、企業の子会社株式及び関連会社株式を保有することが生じることも考えられるが、金融商品会計基準の保有目的に応じて会計処理が定められた趣旨からは、子会社株式及び関連会社株式について時価をもって評価することは適切ではないと考えられる。</p> <p>このため、本公開草案の会計処理の対象となる市場価格のない株式について、組合等へ出資する企業にとって子会社株式及び関連会社株式に該当するものは対象外としていることを明確にすべきと考えられる。</p>	<p>いこととした。</p> <p>金融商品会計基準第 15 項から第 18 項は、それぞれ売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券の定義と貸借対照表価額を定めている。</p> <p>この有価証券に関する 4 分類を前提とした場合、理屈上、子会社株式及び関連会社株式とその他有価証券に市場価格のない株式が含まれる可能性があると考えられる。ただし、本プロジェクトにおいて、組合等の構成資産に出資者である企業の子会社株式及び関連会社株式が含まれることは想定しておらず、また、子会社株式及び関連会社株式については取得原価をもって貸借対照表価額とすることとされていること（金融商品会計基準第 17 項）を踏まえ、出資者である企業の子会社株式及び関連会社株式は時価をもって評価する対象から除くことが考えられる。</p> <p>この点を明確化するために、時価評価の対象から出資者である企業の子会社株式</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>及び関連会社株式を除く旨を記載することとした（追加は下線で示している。）。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>132-2. 前項の定めにかかわらず、次の要件を満たす組合等への出資は、当該組合等の構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式（<u>出資者である企業の子会社株式及び関連会社株式を除く。</u>）について時価をもって評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とすることができる。この場合、評価差額の持分相当額は純資産の部に計上する。</p> <p>（後略）</p> </div> <p>205-2. 2025年改正実務指針の適用初年度において、組合等の構成資産である市場価格のない株式について第132-2項の定めを適用する場合、適用初年度の期首時点において組合等への出資者である企業が定めた方針に基づいて第132-2項の定めを適用する組</p>



論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>合等を決定し、次の会計処理を行う。</p> <p>(1) 適用初年度の期首時点において、第 132-2 項の定めを適用する組合等の構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式(出資者である<u>企業の子会社株式及び関連会社株式を除く。)</u>について時価をもって評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とする。この場合、適用初年度の期首時点での評価差額の持分相当額を適用初年度の期首のその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等に加減する。</p> <p>(2) 適用初年度の期首時点において、第 132-2 項の定めを適用する組合等の構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式(出資者である<u>企業の子会社株式及び関連会社株式を除く。)</u>について時価のある有価証券の減損処理に関する定め(第 91 項参照)に従って減損処理を行い、組合等への出資者の会計処理の</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>基礎とする。この場合、減損処理による損失の持分相当額を適用初年度の期首の利益剰余金に加減する。</p> <p>308-5. (前略) ここで適用対象とされた組合等については、<u>原則として、構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式について時価をもって評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とすることになる。ただし、本プロジェクトにおいて、組合等の構成資産に出資者である企業の子会社株式及び関連会社株式が含まれることは想定しておらず、また、子会社株式及び関連会社株式については取得原価をもって貸借対照表価額とすることとされていること(金融商品会計基準第17項)を踏まえ、出資者である企業の子会社株式及び関連会社株式は時価をもって評価する対象から除くことを明確化した(本実務指針第132-2項参照)。</u></p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>(後略)</p> <p>357. 第 132-2 項の定めを適用するにあたり、組合等への出資者である企業が定めた第 132-2 項の定めを適用する組合等の選択に関する方針によっては、方針に合致するすべての組合等を対象として、その構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式(出資者である企業の子会社株式及び関連会社株式を除く。)について時価をもって評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とする準備を行うのに時間を要する可能性があると考えられる。</p> <p>(後略)</p>
<b>(評価差額の持分相当額の表示及び会計処理に関するコメント)</b>		
<p>20) 組合等の構成資産である市場価格のない株式の評価差額の持分相当額の表示及</p>	<p>(コメント)</p> <p>本公開草案第 132-2 項において、時価評価の適用による評価差額は純資産に計上することとされているが、その他有価証券評価差額金として計上されるのかどうかを明確にする必要があると考えられる。また、関連する会計処理等(税効果会計、組替調整額等)についてもその他有価証券評価差額金と同様に行うのか明確にするべきである。</p> <p>(理由)</p>	<p>金融商品会計基準第 15 項から第 18 項は、それぞれ売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券の定義と貸借対照表価額を定めている。この有価証券に関する 4 分類を前提とした場合、売買目的有価証券</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>び関連する会計処理について明確化すべきである。</p>	<p>本公開草案第 132-2 項において、時価評価の適用による評価差額は純資産に計上することとされているが、具体的にどの勘定科目を使用すればよいかは明示されていない。その他有価証券評価差額金を使用すべきなのか、あるいは本公開草案第 132-2 項を適用したことによる評価差額であることを明らかにするためにそのほかの勘定科目名を使用すべきなのかが不明確である。</p> <p>また、本公開草案では、純資産の部に計上される組合等の構成資産である市場価格のない株式の評価差額の持分相当額について、「その他有価証券の評価差額に係る一時差異の取扱い」（企業会計基準適用指針第 28 号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第 11 項等、企業会計基準適用指針第 26 号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」第 38 項から第 41 項等）や包括利益計算書における「その他有価証券評価差額金に関する組替調整額に関する定め」（企業会計基準第 25 号「包括利益の表示に関する会計基準」第 31 項（1））を適用することになるかどうかは明確ではないと考えている。このため、本公開草案第 132-2 項を適用し、純資産の部に計上される評価差額の持分相当額の会計処理等について、その他有価証券評価差額金として取り扱うことでよいかを明確にすることをご検討いただきたい。</p> <p>本公開草案第 132-2 項において「この場合、評価差額の持分相当額は純資産の部に計上する。」との記載があるが、「純資産の部」などと曖昧に記載するのではなく、その他の包括利益で認識した上でその他の包括利益累計額（又は評価・換算差額）に計上することを意図しているのであればその旨とその他の包括利益累計額（又は評価・換算差額）の具体的な項目名を記載すべきである。</p> <p>純資産の部は株主資本と株主資本以外の項目から構成されるものであり、また、株主資本以外の項目にはその他の包括利益累計額（又は評価・換算差額）が含まれるが、その他</p>	<p>及び満期保有目的の債券に市場価格のない株式が含まれることはなく、また、19) に記載のとおり出資者である企業の子会社株式及び関連会社株式について時価評価の対象から除く旨を記載した場合、本公開草案第 132-2 項を適用して時価評価して組合等への出資者の会計処理の基礎とする市場価格のない株式は、その他有価証券に分類されると考えられる。</p> <p>その他有価証券については、金融商品会計基準第 18 項(1)は「評価差額の合計額を純資産の部に計上する」としており、同第 18 項(2)は「時価が取得原価を上回る銘柄に係る評価差額は純資産の部に計上し（以下略）」としている。純資産の部の表示については、企業会計基準第 5 号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」において定められている。この会計基準の体系を踏まえて、本公開草案第 132-2 項は、金融商品会計基準第 18 項と同じ表現を用いている。</p> <p>また、金融商品会計基準第 18 項は、「評</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>の包括利益累計額については後に組替調整が必要になると考えられることから、純資産の部の中のどの項目に計上されるのかは非常に重要である。そのため、「純資産の部」などと曖昧に記載するのは適切でないと考えられる。</p> <p>加えて、その他の包括利益で認識した上でその他の包括利益累計額に計上することを意図しているのであれば、どの時点で組替調整されることになるのかについても明らかにすべきである。</p> <p>組替調整の時点として、組合等において市場価格のない株式を売却又は減損処理した時点が想定されるものの、このことが本公開草案やその他の現行の会計基準等からは必ずしも明らかではないと考えられるためである。</p>	<p>価差額については、税効果会計を適用しなければならない」としている。</p> <p>さらに、金融商品実務指針第132項は、「例えば、組合の保有するその他有価証券の評価差額金に対する持分相当額は、その他有価証券評価差額金に計上されることになる。」としている。</p> <p>これらの点から、組合等の構成資産に含まれるその他有価証券について時価をもって評価した場合の評価差額の持分相当額については、税効果会計を適用したうえで「その他有価証券評価差額金」として取り扱うことを読み取ることができると考えられる。したがって、特段の対応は行わないこととした。</p>
<p>21) 外貨建株式の換算差額の持分相当額についてもOCIに計上するか確認したい。</p>	<p>評価額の持分相当を純資産の部に計上することは、上場株式の時価評価差額をその他の包括利益(OCI)に計上する実務に合わせたものと理解している。この場合、為替影響についてもOCIに計上して問題ないという理解で良いか確認したい。</p>	<p>本公開草案は、組合等の構成資産である市場価格のない株式について時価評価する定めを設けるものであり、組合等の構成資産である外貨建その他有価証券の換算差額に関する定めの変更を提案していないため、特段の対応は行わないこととした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<b>(出資後に要件を満たした場合又は満たさなくなった場合に関するコメント)</b>		
<p>22) 出資後に要件を満たした場合又は満たさなくなった場合の会計処理を明確化すべきである。</p>	<p>本会計処理を適用する要件に関連して、以下の点を明確にするべきであると考えられる。</p> <p>(1) 組合等への出資者である企業において、組合等への出資時点では本公開草案第 132-2 項(1)及び(2)の要件を満たしておらず、その後当該要件及び本会計処理を適用する組合等の選択に関する方針を満たした場合、当該要件を満たした時点から本会計処理の選択を行うことが可能であるという理解でよいか。その場合の会計処理と合わせて明確にしたい。</p> <p>(2) 逆に、組合等への出資時に本会計処理の適用を選択していた出資について、その後、本公開草案第 132-2 項(1)及び(2)の要件を満たさなくなった場合には、組合等の構成資産に含まれる市場価格のない株式の時価評価を取り止める必要があるとの理解でよいか。その場合の会計処理と合わせて明確にしたい。特に、時価評価を取り止めた時点までに計上されている評価差額の持分相当額をどのように会計処理するのかについては明確にしたい。</p> <p>(理由)</p> <p>本公開草案第 132-3 項では、組合等への出資者である企業は、本会計処理の定めを適用する組合等の選択に関する方針を定め、当該方針に基づき、「組合等への出資時に」本会計処理の適用対象かどうかを決定するとされており、また、本公開草案第 308-5 項では、その後の大きな状況の変化により組合等の選択に関する方針を見直した場合の取扱いについては規定されている。</p> <p>一方、出資後に本公開草案第 132-2 項(1)及び(2)の要件と組合等の選択に関する方針を満たした場合の取扱い、並びに当該要件を満たさなくなった場合の取扱いは不明確であ</p>	<p>出資後に要件を満たした場合については、本公開草案第 132-3 項において、「組合等への出資時」に本公開草案第 132-2 項の定め適用対象かどうか決定することを提案しているため、出資後に要件を満たしたとしても本公開草案第 132-2 項の定めを適用できないことは明示されていると考えられる。</p> <p>一方、出資後に要件を満たさなくなった場合については、本公開草案の公表に至る審議の過程において、事後的に要件を満たさなくなる状況は、組合等の運営者の業が変更される場合又は組合等の構成資産である市場価格のない株式について時価で評価する会計方針を変更する場合であり、一般的には想定し難いと考えられたこと、また、本プロジェクトは、金融商品の分類及び測定の全般的な見直しについては今後行うかどうか決定するという状況において、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>る。したがって、この点の取扱いについて、会計処理と合わせて明確化することが必要であると考えられる。</p> <p>(結論) 本公開草案の提案に同意する。ただし、組合の存続期間の中途において本公開草案第 132-2 項 (2) の要件を満たさなくなった場合の取扱い及び会計処理について明示される事を検討いただきたい。</p> <p>(理由) 投資事業有限責任組合においては、無限責任組合員は組合契約を構成する投資資産時価評価準則に則って構成資産の時価評価を行うこととなる。また、投資資産時価評価準則は組合員の合意により、途中変更が可能である。そのため、例えば出資時においては組合等の構成資産が公正価値で評価されていても、ファンドの清算間近において、公正価値で評価することを取りやめ、取得原価をもって評価する方針に変更することも考えられる。本公開草案第 132-3 項において、「前項の定めを適用することとした組合等への出資の会計処理は、出資後に取りやめることはできない」と記載があるが、このようなファンドによる評価方針の変更が生じた場合に備え、本公開草案第 132-2 項 (2) の適用要件を満たさなくなった場合の取扱い及び会計処理についても明示される事が望ましいと考える。</p> <p>本公開草案第 132-3 項において、「前項の定めを適用にあたり、組合等への出資者である企業は、前項の定めを適用する組合等の選択に関する方針を定め、当該方針に基づき、組合等への出資時に前項の定めを適用対象かどうか決定する。前項の定めを適用することとした組合等への出資の会計処理は、出資後に取りやめることはできない。」とあるが、ベンチャーキャピタル等の人員が辞めた等の理由で時価評価の対応ができなくなり、LP に対して時価ベースの NAV が提供できなくなる可能性もある。こうしたケースへの対応方針</p>	<p>のない株式を中心とする範囲に限定して、上場企業等が保有するベンチャーキャピタルファンドの出資持分に係る会計上の取扱いの検討を行うものであることから、一般的に想定し難い状況である組合等が事後的に要件を満たさなくなった場合についてまで、会計基準として定める必要性は低いと考えたものである。このため、特段の対応は行わないこととした。</p>



論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	も定めるべきと考えられる。	
<b>(金融商品会計基準第 19 項を改正すべきとのコメント)</b>		
23) 金融商品会計基準第 19 項を改正すべきである。	<p>本公開草案に部分的に賛成する。</p> <p>(理由)</p> <p>本公開草案に加えて、金融商品会計基準第 19 項を改正すべきである。非上場株式を時価評価することの財務諸表利用者に対する意思決定有用性は、組合等に固有のものと言えず、むしろ非上場株式そのものが有する特性であると考えられる。すなわち、非上場株式の時価評価を通じて財務諸表の透明性向上を目指す場合、組合等に限定せず、すべての企業及び企業集団が保有する非上場株式を時価評価すべきである。</p> <p>しかしながら、ほぼすべての企業は非上場株式について、減損処理する場合を除き金融商品会計基準第 19 項の定めに基づき、取得価額をもって貸借対照表価額としている。日本に所在している組合等が財務諸表を作成する場合においても、当該定めを適用することから、ファンドが保有する非上場株式に時価評価を求める場合、金融商品会計基準第 19 項を削除ないし改正することが先決であると思われる。</p> <p>そもそも、上位存在たる会計基準にて規定されている会計処理に矛盾する規定を実務指針に盛り込むことは会計基準の利用者及び実務担当者に無用の混乱を招くことになるため、可能な限り避けるべきであると考えられる。</p> <p>また、本公開草案と金融商品会計基準第 19 項の不整合から派生する論点として、「組合等が連結子会社に該当する場合、連結財務諸表の基礎となる個別財務諸表は、本公開草案と金融商品会計基準どちらにしたがって作成されたものなのか」というものが存在する。</p> <p>組合等が連結子会社に該当する場合、本公開草案施行時においては組合等は 2 種類の財務諸表を作成することが考えられる。</p>	<p>金融商品会計基準第 19 項を改正すべきであるとのコメントであるが、その理由としては、次の 3 つの内容が含まれると考えられる。</p> <p>(1) 非上場株式全体を時価評価すべきである。</p> <p>(2) 会計基準の定めと矛盾する処理を実務指針で定めることは避けるべきである。</p> <p>(3) 組合等が連結子会社に該当する場合の連結上の取扱いが不明確である。</p> <p>(1) 非上場株式全体の時価評価に関しては、17) で記載している。</p> <p>(2) に関しては、組合等の構成資産である市場価格のない株式については、組合等の解散までに現金で清算されることが見込まれる点において、直接保有する市場価</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>①：本公開草案に基づき、非上場株式会社について時価をもって貸借対照表価額とする財務諸表</p> <p>②：金融商品会計基準第 19 項に基づき、非上場株式会社について取得価額を以て貸借対照表価額とする方法</p> <p>このとき、企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」（以下「連結会計基準」という。）第 10 項の指す「連結財務諸表の基礎となる個別財務諸表」とは①②どちらを指すのかというのが、本論点である。</p> <p>これについては、連結会計基準第 17 項において「親会社及び子会社が採用する会計方針は原則として統一する」とあることから、連結財務諸表の基礎となる個別財務諸表は、これを満たすことが要求される。すなわち、①の財務諸表を連結財務諸表へ取り込むには、連結企業集団の会計方針として、「非上場株式会社は時価をもって貸借対照表価額とする」ことが盛り込まれている必要があり、これがない限り、①の財務諸表は「連結財務諸表の基礎となる個別財務諸表として採用できないと考えられる。また、実務上においても連結決算にて連結子会社に該当する組合等の個別財務諸表を取り込む場合、出資元企業の個別財務諸表にて取り込んだ持分相当額の純損失及び包括利益を連結修正仕訳にて戻し入れたうえで単純合算するケースがある。この場合において単純合算される個別財務諸表とは、企業集団の会計方針に基づき作成されたものであり、事実上②の財務諸表となるため、たとえ組合等が①の財務諸表を作成し、非上場株式を時価評価したとしても、連結財務諸表に取り込まれることはなく、今回の改正内容そのものが有名無実なものになるおそれがある。</p> <p>以上のことから、非上場株式の時価評価を求める場合、企業及び企業集団の会計方針の決定において、より重要性が高いと判断される金融商品会計基準第 19 項を優先して改</p>	<p>格のない株式とは異なると考えられる。この点を踏まえ、本公開草案第 132-2 項の要件を満たす組合等への出資に限定して、例外的な取扱いを提案するものであり、金融商品会計基準からの乖離は許容し得るものと考えられる。</p> <p>(3)の連結上の取扱いに関しては、5)から 8)で記載している。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	正すべきであると提言させていただく。	
<b>(その他のコメント)</b>		
24) 適用対象組合かどうか決定する「組合等への出資時」とは、出資契約時か、出資契約締結後の出資履行時なのか確認したい。	適用対象組合かどうか決定するタイミング「組合等への出資時」とは、組合と企業（組合員）の間の出資契約時（出資約束金額コミットメント時）なのか、出資契約締結後の出資履行時なのか（企業が既に出資中の組合も含まれるのか）確認したい。	「組合等への出資時」とは、組合等への出資の会計処理を行う時期を想定しているが、本公開草案第 132-3 項における本公開草案第 132-2 項の定め適用対象かどうかの決定は、組合等への出資後最初に到来する出資者側の決算時までには判断することになると考えられる。
25) 時価の算定において、未実現の成功分配を考慮することを含めるべきである。	この点が最も重要であると考えている。ベンチャーキャピタル等では元本を回収した後成功分配（ジェネラル・パートナー（GP）キャリー、成功報酬）が発生する。IFRS や米国会計基準を適用しているベンチャーキャピタル等のファンド財務諸表では、投資先銘柄を公正価値で評価すると同時に、その公正価値を基にリミテッド・パートナーシップ契約に従って成功分配を計算し、未実現の GP キャリーとして控除した（=GP の持分にアロケーションした）残額を LP に帰属する NAV として財務諸表を作成している。これは、仮に現在の公正価値で投資先銘柄を全て売却した場合に LP に分配される正味の分配額が LP に帰属する NAV の公正価値である、という前提に基づいていると思われる。そのため、ベンチャーキャピタル等のファンドの投資先銘柄を時価評価するだけでは、事業会社を取り込む NAV が公正価値であるとは言えない（時価評価益が計上されている場合、成功分配が考慮されていないため、LP に帰属する NAV が実質的に膨らんでいる）。本公開草案第 132-2 項	無限責任組合員への成功分配は、組合決算において利益処分、又は費用として会計処理される。 いずれの場合も、成功分配について、金融商品の時価評価において勘案する会計基準は存在していないと考えられる。 また、成功分配は、組合決算において会計処理されるものであり、組合等への出資者の会計処理を定めようとする本公開草案の範囲を超えると考えられる。 このため、本公開草案の提案を変更しな

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>の要件の中に未実現の GP キャリーを考慮すること（広く言えば事業会社に取り込む NAV 自体が公正価値であること）を含めるべきである。</p> <p>日本のベンチャーキャピタル等に海外在住の外国人投資家を呼び込む場合、彼らは主に IFRS や米国会計基準をベースとした会計処理を行っており、仮に投資先の評価を公正価値としたとしても、この未実現の成功報酬のアロケーションがされていないと彼らの IFRS や米国会計基準をベースとした監査で承認されないリスクがある。</p>	<p>いこととした。</p>
<p>26) 時価評価することによって財務諸表の透明性が向上することになる理由、及び時価評価を強制ではなくオプションとする理由を明らかにすべきである。</p>	<p>まず、金融商品会計基準第 81-2 項において「市場価格のない株式等に関しては、たとえ何らかの方式により価額の算定が可能としても、それを時価とはしない」とされているにもかかわらず、なぜ本公開草案第 132-2 項の要件を満たす組合等の構成資産に含まれる市場価格のない株式についてのみ、時価評価することによって財務諸表の透明性が向上することになるのか、その理由を明らかにすべきである。また、仮に本公開草案第 132-2 項の要件を満たす組合等の構成資産に含まれる市場価格のない株式を時価評価することによって財務諸表の透明性が向上するのであれば、なぜ時価評価が強制ではなくオプションなのか、その理由を明らかにすべきである。</p> <p>上記の点が明らかにされないまま本公開草案で提案されている会計処理に同意するか同意しないかを問われても、判断材料が不足していて判断できないと言わざるを得ない。</p>	<p>本公開草案第 308-4 項に記載のとおり、組合等の解散までに現金で清算されることが見込まれるため、組合等への出資者の貸借対照表において、組合等の構成資産である市場価格のない株式を時価評価したものを組合等への出資者の会計処理の基礎とするのは、最終的に得られるキャッシュ・インフローの予測に資する観点から有用と組合等への出資者である企業が判断する場合があると考えられる。ここで、「組合等への出資者である企業が判断する場合がある」としており、企業によってはそのような判断を行わない場合があると考えられることから、時価評価は強制ではなく、オプションとしている。</p>
<p>27) 監査人が時</p>	<p>時価の算定については、ベンチャーキャピタル等の判断及び決定に委ねられることにな</p>	<p>企業会計基準委員会が回答する立場に</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
価ベースの財務諸表に対して監査意見を出すことは実務的に可能か確認したい。	るが、業務運営体制によってクオリティに差が生じることが想定される。特に少数のフロントメンバーのみで構成され、ファンドアドミ業務を外注しているベンチャーキャピタル等では、いわゆる IPEV ガイドラインで記載されている公正価値（時価）として信頼性のある数値を算定することが難しい場合も考えられる。そのため、LP である事業会社等は、ベンチャーキャピタル等に対して時価ベースの財務諸表の監査を要請することが想定されるが、監査人が時価ベースの財務諸表に対して監査意見を出すことは実務的に可能か確認したい。	ないと考えられるため、回答を差し控える。
<b>質問 2（注記事項に関する質問）</b>		
<b>（全体を支持するコメント）</b>		
28) 提案内容に同意する。	同意する。	本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。
<b>（時価評価による影響額を注記すべきとのコメント）</b>		
29) 組合等で市場価格のない株式が時価評価されたことによる影響額の注記に係る定めを設けることを検討すべきである。	<p>(コメント)</p> <p>組合等で市場価格のない株式が時価評価されたことによる影響額の注記に係る定めを設けることを検討していただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>財務諸表利用者の観点からは、本公開草案第 132-2 項を適用し組合等の構成資産に含まれる市場価格のない株式を時価評価したことによる、組合等への出資の貸借対照表計上額及び純資産の部の評価差額に与える影響額が重要な情報になると考えられる。</p> <p>一方、本公開草案第 132-5 項(3)においては、本公開草案第 132-2 項の定めを適用している組合等への出資の貸借対照表計上額の合計額の注記のみが求められている。また、本公開草案の会計処理はすべての組合等に一律に適用されるものではないことから、純資産</p>	<p>本公開草案の公表に至る審議の過程において、現行基準では貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資について、組合等の構成資産の時価に関する開示は要求されていないこととのバランスから、本公開草案第 132-2 項の定めを適用している組合等への出資の貸借対照表計上額の合計額を注記することとしたものである。公開草案後の再審議の結果、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>



論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>の部に計上する評価差額がその他有価証券評価差額金に含まれる場合など、財務諸表利用者が本公開草案第 132-2 項を適用することによる影響額を直接的に把握することができないことが考えられる。</p> <p>純額法による組合等への出資について時価の注記を要しないこととしている取扱い（時価算定適用指針第 49-18 項参照）からは、企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第 4 項及び第 5-2 項の注記そのものを求めるべきではないと考えられるが、本公開草案の会計処理を適用することにより生じた、組合等への出資の貸借対照表計上額の合計額や純資産の部の評価差額に生じた影響額について理解ができるように、注記項目を何らか追加することをご検討いただきたい。</p>	
<b>（総額法を採用している場合の注記及び組合等が連結子会社に該当する場合の連結財務諸表における注記に関するコメント）</b>		
<p>30) 総額法を採用している場合の注記及び組合等が連結子会社に該当する場合の連結財務諸表における注記について明確化するべきである。</p>	<p>同意する。ただし、総額法を採用している場合の注記の取扱い及び組合等が連結子会社に該当する場合の連結財務諸表における注記の取扱いを明確にすることをご検討いただきたい。</p> <p>（理由）</p> <p>ここでは本公開草案第 132-2 項について総額法を採用している場合も適用できることを前提とする。本公開草案第 132-2 項に基づいて、総額法を適用している組合等に対して時価評価を選択した場合、どのように注記を行えばよいのかが不明確である。時価等の開示に関する本公開草案第 132-5 項の注記は、純額法で計上する組合等への出資に関する時価算定適用指針第 24-16 項の注記に併せて注記するとされていることから、純額法の採用を前提としていると考えられる。このため、総額法の場合の取扱いが不明確であるため、どのような注記を行うべきか明確にすべきである。</p> <p>また、組合等が連結子会社に該当する場合の連結財務諸表における注記（金融商品の時</p>	<p>5) から 8) に関するコメントへの対応に記載のとおり、総額法を採用している場合及び組合等が連結子会社に該当する場合の会計処理については、今回のプロジェクトでは取り扱わず、改正後の会計基準を適用した後で実務にばらつきが生じる等の課題が実際に発生した際に追加的に対応を検討することとした。これに合わせて、総額法を採用している場合の注記及び組合等が連結子会社に該当する場合の連結財務諸表における注記についても、特段の対応は行わないこととした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	価等に関する注記、有価証券関連注記等)の取扱いが明確ではないと考えている。 このため、これらの会計処理を明確にしたうえで、注記についても改めて明確にすることを検討いただきたい。	
<b>(本公開草案の提案の方向性を支持しないコメント)</b>		
31) 時価の注記の省略はできないようにすべきであることから提案内容に同意しない。	本公開草案に反対する。 (理由) 本公開草案に基づき組合等への出資を時価評価する場合、時価の注記の省略はできないようにすべきである。 時価算定適用指針第 49-17 項によると、組合等への出資について、時価の注記を省略することができるのは、それらの時価を把握することが極めて困難であるとされた経緯があると認識している。しかしながら、本公開草案に基づき組合等の構成資産を時価評価する、すなわち組合等への出資の時価を把握する場合には、時価把握が困難とされる状態に該当しないと考えられることから時価の注記の省略はすべきではない。また、非上場株式を時価評価する場合、財務諸表作成者は時価把握による実務負担の増加と、時価評価を通じた財務諸表の意思決定有用性向上を比較衡量したうえで、後者を優先した結果によるものであり、このときの実務負担増加には、時価情報にかかる注記表といった開示書類作成業務も含まれると考えるのが妥当であることから、時価の注記省略はすべきではないとする。	時価の注記については、29)で記載している。
<b>(その他のコメント)</b>		
32) 本公開草案第 132-2 項の定めを適用する組合等の構成	金融商品会計基準第 19 項では、市場価格のない株式等の取扱いは、取得原価である一方で、市場価格のない株式等に含まれないものは時価をもって貸借対照表とすることになっている。 本公開草案第 132-2 項では、「組合等の構成資産」に限定して、「市場価格のない株式」	市場価格のない株式等以外のその他有価証券については、金融商品会計基準上、時価評価の対象とされており、金融商品実務指針第 132 項において、「組合等の構成



論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>資産である市場価格のない株式以外の有価証券も時価評価の対象となるか及び時価評価の対象とらない場合、注記にその旨記載するのか確認したい。</p>	<p>について時価評価を会計処理の基礎とすることができるとなっているが、この場合、時価算定会計基準を組合等の時価評価に関する会計方針に採用した場合には、金融商品会計基準の市場価格のない株式等を除いた投資は時価となっていることから、ベンチャーファンドでは、CBや新株予約権、債券などの株式以外の有価証券の構成資産も、有責会計上の未実現損益や純資産に含まれる場合もある。今回の公開草案ではそれらすべてが対象有価証券に該当するという考え方で良いか確認したい。組合等の構成資産のうち、市場価格のない株式にかかる評価差額の持分相当額のみ企業の純資産の部に計上するのか確認したい。</p> <p>上記に関連して、CB、新株予約券や債券などが時価評価の対象とならない場合、注記には、その旨記載することになるのか確認したい。本草案では、持分相当額を純額で計上する組合等の出資の時価注記には、市場価格のない株式のみから生じる評価差額を記載するのか確認したい。</p>	<p>資産が金融資産に該当する場合には金融商品会計基準に従って評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とする。例えば、組合の保有するその他有価証券の評価差額金に対する持分相当額は、その他有価証券評価差額金に計上されることになる。」とされているため、本公開草案の適用にかかわらず、投資者である企業は、市場価格のない株式以外のその他有価証券にかかる評価差額金の持分相当額を純資産の部に計上しているものと考えられる。</p> <p>上述のとおり、市場価格のない株式等以外のその他有価証券については、金融商品会計基準上、時価評価の対象とされているため、注記に関する質問の状況には該当しないと考えられる。</p>
<p><b>質問3（適用時期及び経過措置に関する質問）</b></p>		
<p><b>（全体を支持するコメント）</b></p>		
<p>33) 提案内容に同意する。</p>	<p>同意する。</p>	<p>本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。</p>
<p><b>（適用初年度の期首時点より後に要件を満たした場合に関するコメント）</b></p>		
<p>34) 適用初年度</p>	<p>組合等へ出資している企業（組合員）は、適用初年度の期首時点において、企業が定め</p>	<p>本公開草案第 205-2 項では、「適用初年</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>の期首時点において、要件を満たしていなかった組合について、その後、要件を満たした場合、本公開草案第 132-3 項の定めを適用することができるか確認したい。</p>	<p>た方針に基づいて、本公開草案第 132-2 項の定めを適用する組合等を決定し、会計処理を行うこととなっているが、経過措置適用初年度の期首時点で、既に出資している組合で、適用対象組合の要件を満たしていなかった組合が、その後、当該組合が要件を満たした場合、適用対象組合として追加決定され、時価評価を会計処理の基礎とすることはできるのか確認したい。それとも、適用初年度の期首時点で方針に基づいて適用組合を決定した以降は、本公開草案第 132-3 項により、企業が新たな組合等へ出資した場合に限り、適用組合を追加することができるのか確認したい。</p>	<p>度の期首時点において組合等への出資者である企業が定めた方針に基づいて第 132-2 項の定めを適用する組合等を決定」することとしている。このため、適用初年度の期首時点において要件を満たしていなかった既に出資している組合等が、適用初年度の期首時点より後の時点で要件を満たしたとしても、本公開草案第 132-2 項の定めを適用することはできないと考えられる。この点について現在の記載で読み取ることができると考えられるため、特段の対応は行わないこととした。</p>
<p><b>(税効果に関するコメント)</b></p>		
<p>35) 適用初年度期首時点の税効果に関して利益剰余金を調整する可能性に言及すべきである。</p>	<p>同意する。            ただし、本公開草案第 205-2 項(1)に従った期首時点会計処理に伴い発生する税効果の取扱いが不明瞭な部分がある。            本公開草案で提案されている処理の適用前に（固定資産の減損損失など損益見合いの一時差異に係る）繰延税金資産に対する評価性引当金を計上している会社において、（その他包括利益見合いの一時差異に係る）繰延税金資産を追加認識する事で、既存の（損益見合いの一時差異に係る）評価性引当金の金額が変動した場合、期首の利益剰余金に影響を与える。            例えば、（損益見合いの一時差異に係る）繰延税金資産 100 に対して回収可能な部分は</p>	<p>税効果の取扱いについては、「税効果会計に係る会計基準」等に従って会計処理することになると考えられる。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>50 しかないとして、評価性引当金 50 を計上している会社があるとする。これに（その他包括利益見合いの一時差異に係る）繰延税金資産 100 を追加認識した場合、スケジューリング等の状況次第では、評価性引当金は合計 150（合計 200 の繰延税金資産に対して 50 が回収可能）、且つ既存の（損益見合いの一時差異に係る）評価性引当金 75、新たに発生した（その他包括利益見合いの一時差異に係る）評価性引当金 75 という内訳となる可能性があるもの。</p> <p>一方で、本公開草案では「その他の包括利益累計額又は評価・換算差額等に加減」の記載に留まっており、利益剰余金を調整する可能性に言及すべきと考えられる。</p>	
<b>質問 4（その他）</b>		
<b>（未収配当金の会計処理に関するコメント）</b>		
<p>36) 本公開草案第 132-2 項の定めを適用して時価評価する市場価格のない株式に係る未収配当金の会計処理を確認したい。</p>	<p>未収配当金について 金融商品実務指針第 94 項及び第 286 項にて、「市場価格のある株式」と「市場価格のない株式」で処理方法を分けているが、本公開草案に基づいて時価評価を実施した「市場価格のない株式」については、期末において時価で評価される「市場価格のある株式」と同様に扱うのか、従来どおり「市場価格のない株式」として扱うのか、確認したい。</p>	<p>未収配当金の会計処理に関して、本公開草案では変更を提案していないため、本公開草案第 132-2 項の定めを適用して時価評価する市場価格のない株式についても、市場価格のない株式に係る未収配当金の会計処理を適用することになると考えられる。</p>
<b>（その他のコメント）</b>		
<p>37) 投資家が国際的に比較可</p>	<p>本実務指針適用後は、各ファンドにおいて、組合等の構成資産を従来どおり取得価額で評価する投資家と、新たに時価で評価する投資家が混在することが想定される。現状、国</p>	<p>今後の基準開発において参考としたい。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>能な損益を効率的に取り込めるよう、グローバルスタンダードの基準開発に向けた議論の進展を期待したい。</p>	<p>内の組合等の運営者は、投資家が損益取込を実施しやすいよう、参考情報として金融商品会計基準に基づく財務諸表も作成しているケースが多いが、今後、組合等の構成資産を時価評価した金融商品会計基準に基づく財務諸表も追加で作成する必要が生じる場合、組合等の運営者及びファンドアドミニストレーション会社の業務負担が増加することが懸念される。これは組合等の財務諸表と投資家の財務諸表が異なる基準で作成されていることが原因であり、すぐには解決できない課題と考えるが、関係各所と連携されつつ、投資事業有限責任組合会計規則の改正趣旨も踏まえた形で金融商品会計基準の継続的な見直しを行っていただきたい。グローバルには時価評価差額を純損益（P/L）に認識することが一般的であり、投資家側が国際的に比較可能な損益をできる限り効率的に取り込めるよう、グローバルスタンダードの基準開発に向けた議論の進展を期待したい。</p>	
<p>38) 解説文の掲載は今後も継続していただきたい。</p>	<p>本公開草案についても、解説文書が付されている。これは大変良いことであるので、今後も継続して頂きたい。</p> <p>なお、今回の改正の範囲とは若干趣旨を異にするが、「市場価格のない株式」については、中小企業における事業承継においてしばしば問題となる事項である。特に、家族経営のような場合で代表者が急死したような場合に、問題となる。一方、相続税法では非常に複雑な取り決めがあるが、企業会計基準とは整合しておらず、今後、会計基準と税法基準の調整が必要になると考えられる。</p>	<p>解説文は今後も公開草案の公表後速やかに公表することを予定している。</p>

以上